

高知工科大学新学群検討会設置要綱

(目的)

第1条 高知工科大学の新学群のあり方を検討するため、高知工科大学新学群検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 新学群設置の必要性
- (2) 新学群設置により期待される効果
- (3) 事業規模及び財源

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、知事が委嘱する。

(運営)

第4条 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- 3 委員長は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(設置期間)

第6条 検討会の設置期間は、令和5年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、高知県文化体育スポーツ部私学・大学支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会に諮って委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月8日から施行する。
- 2 第5条第1項に関わらず、第1回検討会は、文化体育スポーツ部長が招集する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別 表)

区 分	氏 名	役 職 名	備 考
民 間	武市 智行	IoP推進機構理事長	
	中城 一明	一般社団法人高知県情報産業協会会長	
	森下 勝彦	(株)高知銀行取締役会長	
	弥勒 美彦	(株)ミロク製作所 代表取締役社長	
高知工科大学	磯部 雅彦	学長	
	清水 明宏	学長特別補佐 (新学群・IoP 担当)	
教 育	井瀬 潔	高知工業高等専門学校校長	
	竹崎 実	教育次長	
高知県	岡村 昭一	文化生活スポーツ部長	